

第5次岐南町行政改革大綱(案)に 対する意見の募集について

1. 概要

岐南町では、平成29年度～平成33年度までの5年間の行政改革の指針となる「第5次岐南町行政改革大綱」を策定中です。

策定にあたり、作成した案を縦覧し町民の皆さんのご意見を募集します。

2. 募集期間

平成29年1月13日(金)～平成29年2月10日(金)

3. 公表資料

◎第5次岐南町行政改革大綱(案)

4. 資料等の入手方法(設置場所)

- (1) 岐南町役場総務部企画財政課(本庁舎3階)
- (2) 岐南町中央公民館、岐南町図書館
- (3) 町ホームページ

5. 意見を提出できる方

町内に在住・在勤・通学している方、町内に事業所等を有する方または団体、当該計画に利害関係がある方

6. 意見の提出方法

- (1) ご意見は、持参、郵便、ファクシミリまたは電子メールでお寄せください。
- (2) 意見書の様式は、岐南町ホームページからダウンロードできます。また、岐南町役場総務部企画財政課で配布いたします。
- (3) 必要事項（住所、氏名及び電話番号、法人等の団体にあつては、所在地、名称及び電話番号）が記載されていれば任意の様式でも受け付けいたします。

7. 意見の提出上の注意

- (1) 提出された意見は、氏名又は名称、連絡先を除き公表することがありますので、予めご了承ください。公表を希望しない場合はその旨ご記載ください。
- (2) 電話による意見の受付は行いません。
- (3) 記載する言語は日本語に限ります。

8. 意見に対する考え方及び公表

- (1) 提出された意見を考慮して、最終案を決定する予定です。
- (2) 意見の概要と町の考え方をホームページ及び岐南町役場総務部企画財政課窓口で公表します。なお、個別の回答は行いませんので、予めご了承ください。
- (3) 意見の募集は具体的な意見を収集することを目的としていますので、単に賛否だけの記載や趣旨の不明瞭なもの等については、町の考え方を示さないことがあります。

9. 意見の提出先及び問合せ先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣七丁目 107 番地
岐南町役場 総務部 企画財政課
Tel.058-247-1394 FAX058-247-9904
メールアドレス kikaku@town.ginan.lg.jp